

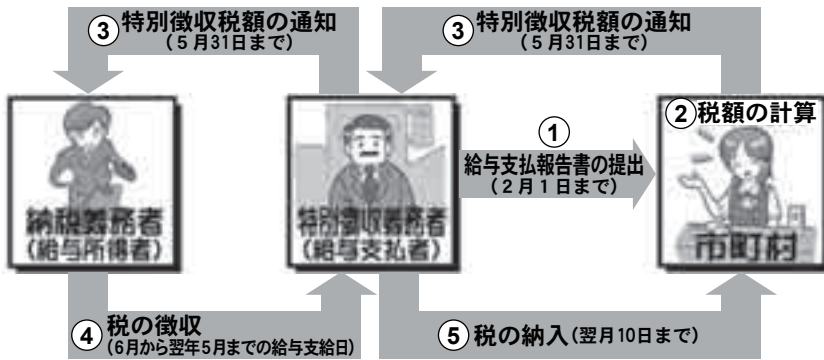
給与支払報告書の提出は  
2月1日まで!

## すべての事業者の方が 特別徴収(給与天引き) 義務者です!

●問い合わせ

税務課 内線 1 1 3

### 特別徴収のしくみ



### 特別徴収とは…

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし納める制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、地方税法の規定により個人住民税を特別徴収によって納めることとされています。県と県内市町村は、法令の順守と納税の公平性を図るため、平成26年度から一定の条件を除く全事業者を対象に、特別徴収の完全実施を推進しています。事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 納入方法は?

個人住民税額の計算は市町村が行い、毎年5月中旬に税額をお知らせします。その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納めていただきます。納入方法には納書や地方税納入サービスなどがあります(東浦町では口座振替は対応しておりませんのでご了承ください。)

従業員にとっては、年4回で

納めていただく普通徴収に比べ、年12回に分けられる特別徴収の方が月々の負担軽減になるだけでなく、金融機関などで納付する手間もなくなり、納め忘れも防ぐことができます。

### 対象は?

個人住民税がかかるすべての従業員(外国人、パート、アルバイト、非常勤職員なども含む)。ただし、次の場合は除きます。

- ・アルバイトを含む総従業員数が2名以下
- ・対象従業員が他の事業所で個人住民税を特別徴収されている
- ・毎月の給与支給額が少なく個人住民税を特別徴収しきれない(計算するとマイナス)
- ・給与が毎月支給されない
- ・退職により、給与から個人住民税が特別徴収できない
- ・事業専従者

### 納期の特例

従業員が常時9名以下の事業所は、申請により年12回の納期を年2回(1月・7月)とすることができます。

### 償却資産の申告を

会社や個人で事務所、工場、商店などを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械や工具などを償却資産といえます。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

#### ●申告が必要な方

平成28年1月1日(賦課期日)現在、町内に償却資産を所有している方

※資産の多少や増減の有無に関わらず申告が必要です。

#### ●申告期限

平成28年2月1日(月)

※早めに申告してください。

#### ●問い合わせ

税務課 内線 1 1 6



### 家屋を取り壊したり、 改築したりしたら 連絡を

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた土地は、固定資産税・都市計画税が変わることがあります。

家屋を全部または一部取り壊したときや、家屋を改築したり、用途変更したりしたときは連絡してください。

#### ●問い合わせ

税務課 内線 1 1 6

